

A decorative border consisting of a grid of stylized human figures in yellow and blue, arranged in a rectangular frame around the central text.

令和4年度

南魚沼市における人事行政の運営等の状況

令和5年10月

南魚沼市総務課

令和4年度 南魚沼市における人事行政の運営等の状況 目次

1 職員の任免及び職員数の状況	1
(1) 採用日別職種別採用者数	1
(2) 職種別事由別退職者数	3
(3) 各年の一般職員数	3
(4) 一般職員数の状況	4
(5) フルタイム会計年度任用職員	6
2 職員の人事評価の状況	7
(1) 人事考課制度について	7
(2) 人事考課制度の概要	7
3 職員の給与の状況	8
(1) 人件費の状況	8
(2) ラスパイレス指数の状況	8
(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	8
(4) 一般行政職の級別職員数の状況	11
(5) 昇給期間短縮等の状況	11
(6) 職員手当の状況	11
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	14
(1) 勤務時間、休憩時間の状況	14
(2) 休暇の取得状況	14
(3) 休暇の種類	14
5 職員の休業の状況	16
(1) 育児休業及び部分休業の取得状況	16
(2) 介護休暇の取得状況	16
6 職員の分限及び懲戒処分の状況	16
(1) 分限処分の状況	16
(2) 懲戒処分の状況	17

7 職員のサービスの状況	17
8 職員の退職管理の状況	17
9 職員の研修の状況	18
(1) 職員の研修の状況	18
10 職員の福祉及び利益の保護状況	21
(1) 共済組合の給付事業の概要	21
(2) 南魚沼市職員組合共済事業	21
(3) 安全衛生管理	22
(4) 職員の健康管理	22
(5) 利益の保護の状況	22
11 公平委員会の業務の状況	22

南魚沼市における人事行政の運営等の状況

地方公務員法により、地方公共団体の職員の任用、給与、服務や勤務条件等の人事行政の前年度の運営状況について、その公平性と透明性を高めるために公表することが義務付けられています。

南魚沼市においても「南魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、令和4年度の状況を次のとおり公表します。

なお、地方公務員法の改正により、非常勤職員は令和2年度から会計年度任用職員として任用されることとなりました。週の勤務時間が常勤職員と同じであるフルタイム会計年度任用職員につきましては、職員数の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用日別職種別採用者数

① 令和4年4月1日採用 合計69人

競争試験による新規採用	計 41人
事務職員	17人
社会福祉士	1人
保育士	1人
消防士	3人
保健師	1人
運転員	1人
調理員	1人
管理栄養士	1人
看護師	8人
医療技師	7人
選考による採用等	計 1人
歯科医師	1人
派遣による採用等 ※	計 2人
指導主事(県より)	2人
再任用による採用 ※	計 25人
事務職員	16人
保健師	1人
看護師	5人
医療技師	3人

※「派遣による採用等」は、県からの指導主事の割愛採用によるものです。

※「再任用による採用」は、定年退職した職員の知識・経験を活用するために期間を定めて再度採用するものです。

② 令和4年4月2日～令和5年3月31日採用 合計9人

職 種	人 数	採用方法
事 務 職 員	3人	競争試験
社 会 福 祉 士	1人	競争試験
看 護 師	1人	競争試験
医 療 技 師	3人	競争試験
医 師	1人	選 考

③ 令和5年4月1日採用 合計82人

競争試験による新規採用	計 56人
事 務 職 員	23人
保 育 士	2人
消 防 士	2人
介 護 支 援 専 門 員	2人
保 健 師	1人
管 理 栄 養 士	1人
看 護 師	11人
医 療 技 師	14人
選考による新規採用	計 2人
事 務 職 員	1人
医 師	1人
派遣による採用等 ※	計 3人
指 導 主 事 (県 よ り)	3人
再任用による採用 ※	計 21人
事 務 職 員	11人
保 健 師	1人
看 護 師	4人
公 認 心 理 士	1人
医 療 技 師	4人

※「派遣による採用等」は、県からの指導主事の割愛採用によるものです。

※「再任用による採用」は、定年退職した職員の知識・経験を活用するために期間を定めて再度採用するものです。

(2) 職種別事由別退職者数

令和4年度退職者等 合計62人

(単位：人)

区 分	事務職	保育士	技能職	消防職	医 師	保健師	看護職	医療 技術職	合 計
定年退職	4						5	4	13
勸奨退職	3	1			1	1		1	7
普通退職	7	4		1			15	4	31
死亡退職							1		1
期間満了	6						1	2	9
派 遣	1								1
合 計	21	5		1	1	1	22	11	62

※「期間満了」は、再任用職員及び任期付職員の期間満了による減員です。

※「派遣」は、魚沼地域特別養護老人ホーム組合（八色園）への派遣及び県から派遣の指導主事の割愛退職による減員です。

(3) 各年の一般職員数（県からの派遣職員及び任期付短時間勤務職員除く）

令和4年4月1日	975人（男519人、女456人）
令和5年4月1日	988人（男526人、女462人）
	13人の増

(4) 一般職員数の状況（県からの派遣職員及び任期付短時間勤務職員除く）

① 一般職員数の推移（各年度4月1日）

（単位：人）

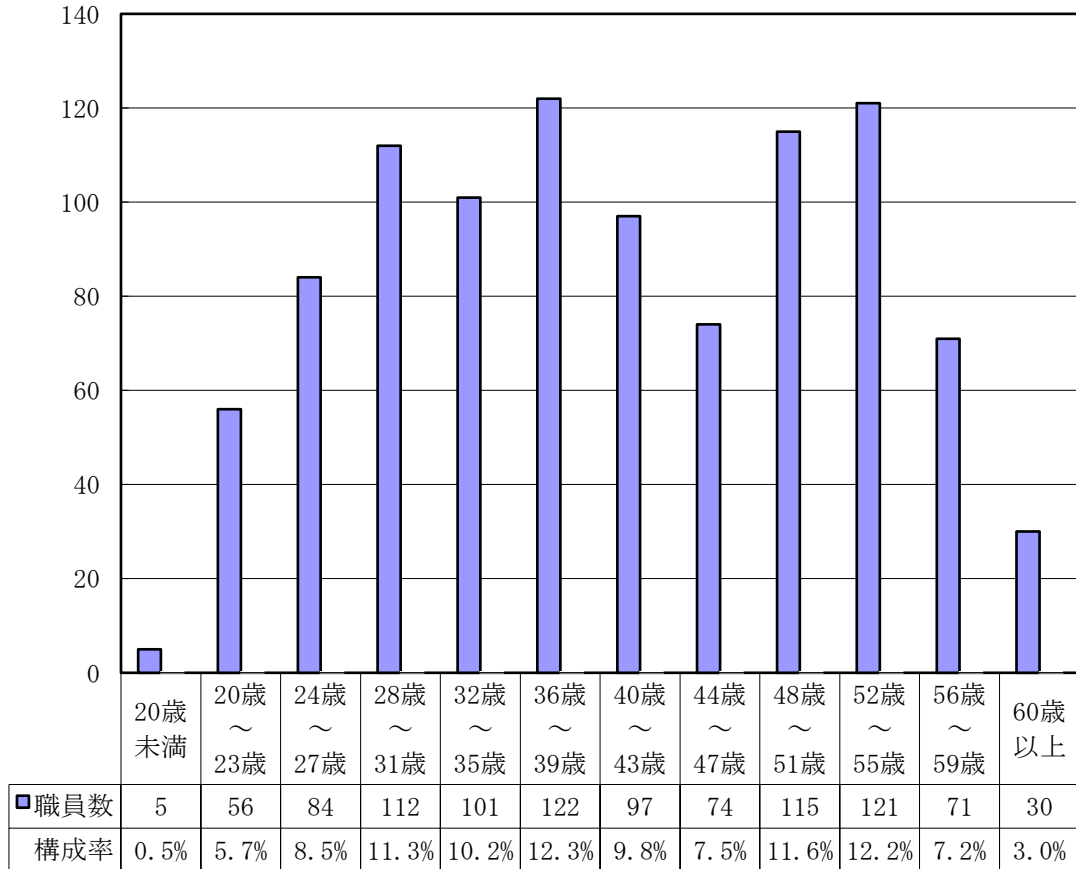
区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員数	962	964	969	975	988

② 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区 分		一般職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年度	令和5年度		
一般行政部門	議 会	4	4	0	<ul style="list-style-type: none"> ・業務増（マイナンバー）による増など ・欠員補充による増 ・急遽退職者が出たことによる減など ・業務増（医療対策）による増など
	総 務	98	102	4	
	税 務	22	23	1	
	民 生	187	186	-1	
	衛 生	44	46	2	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	24	0	
	商 工	14	14	0	
	土 木	33	33	0	
	小 計	428	434	6	
特別行政部門	教 育	62	64	2	・学習指導センターの体制強化による増
	消 防	108	108	0	
	小 計	170	172	2	
公営企業等会計部門	病 院	304	312	8	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務条件改善による増など ・市民センター体制見直しによる減
	水 道	14	14	0	
	下 水 道	11	11	0	
	そ の 他	48	45	-3	
	小 計	377	382	5	
合 計		975	988	13	

③ 年齢別職員数構成の状況（令和5年4月1日現在）



(注) 職員数は一般職に属する職員数です。ただし、県からの派遣職員及び任期付短時間勤務職員は除いています。

(注) 区分毎の構成率については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

(5) フルタイム会計年度任用職員

① 令和4年4月1日採用

該当者なし

② 令和4年4月2日～令和5年3月31日採用

該当者なし

③ 令和5年4月1日採用

フルタイム会計年度任用職員 の採用※	計 1人
事務職員	1人

※「フルタイム会計年度任用職員の採用」は、常勤職員と週の勤務時間が同じ職員を期間を定めて採用するものです。

④ 令和4年度退職者数

職 種	人 数
事務職員	1人

⑤ 各年の職員数

令和4年4月1日	2人（男0人、女2人）
令和5年4月1日	2人（男0人、女2人）
	増減なし

⑥ フルタイム会計年度任用職員数の推移（各年度4月1日）

（単位：人）

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員数	—	4	3	2	2

※令和2年度から会計年度任用職員制度導入

⑦ 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

区 分		令和4年度	令和5年度
一般行政部門	—	0人	1人
特別行政部門	教 育	1人	1人
公営企業等会計部門	病 院	1人	0人
合 計		2人	2人

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事考課制度について

南魚沼市では、職員の勤務成績を公正、的確かつ継続的に評価し、その結果を職員の能力開発及び指導育成に役立て、任用及び給与等の処遇に反映させることによって、公正な人事管理を行うことを目的として人事考課制度を実施しています。人事考課の結果は人材育成、昇給、勤勉手当、配置管理等に活用しており、制度の見直しも適宜行っています。

(2) 人事考課制度の概要

① 評価方法の概要

評価基準に基づき、一定期間内に発揮された職務遂行能力を評価する「能力評価」と、目標管理の方法を用いて、一定期間内の業績を評価する「業績評価」との2本立ての評価を実施しています。

② 評価期間

能力評価：令和4年1月1日～令和4年12月31日

業績評価：令和4年3月1日～令和5年2月28日

③ 対象者

種別	対象人数(能力評価)	対象人数(業績評価)
一般事務・福祉職	464人	458人
技能労務職	48人	48人
消防職	104人	104人
医療技術職	86人	87人
看護・保健職	156人	155人
合計	858人	852人

(休職中、育休中等の職員は対象外)

④ 評価結果 (評価は5が最高)

ア. 能力評価 (主に昇給に関して活用)

評価	5	4	3	2	1	合計
人数	7人	92人	744人	15人	0人	858人
割合	0.8%	10.7%	86.7%	1.8%	0.0%	100%

イ. 業績評価 (主に勤勉手当の支給に関して活用)

評価	5	4	3	2	1	合計
人数	6人	173人	661人	12人	0人	852人
割合	0.7%	20.3%	77.6%	1.4%	0.0%	100%

※割合については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和4年度 普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和3年度 人件費率
人 53,962	千円 36,873,250	千円 2,232,914	千円 5,376,600	% 14.6	% 14.3

※ 普通会計とは、一般会計と城内診療所特別会計を合算したものの。自治体の財政状況を比較するために設けた統計用の基準となるもの。

※ 人件費には、給料、職員手当、退職手当負担金および共済費ならびに特別職に支給される給料、報酬費等が含まれますが、児童手当は含まれません。

(2) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

	南魚沼市	県内市平均	類似団体平均	全国市平均
令和3年	93.4	95.6	98.0	98.8
令和4年	93.6	95.5	97.7	98.7

※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況（令和4年4月1日現在）

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

【表中の内容について】

※1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における基本給の平均です。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※3 「平均給与月額（国ベース）」とは、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を除いたもの）で再計算したものです。

ア 一般行政職（事務職）

区分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	41.9歳	290,537円	345,513円	313,161円
新潟県	44.2歳	327,076円	403,485円	354,124円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	42.7歳	316,789円	375,800円	343,390円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	49.8 歳	302,574 円	333,646 円	321,051 円
うち学校給食員	51.1 歳	317,567 円	342,316 円	333,533 円
うち学校校務員	52.9 歳	316,067 円	338,762 円	336,647 円
うち自動車運転員	49.2 歳	298,517 円	355,646 円	320,882 円
新潟県	55.0 歳	329,799 円	363,430 円	343,570 円
国	51.1 歳	286,570 円	—	328,416 円
類似団体	53.0 歳	315,091 円	338,909 円	327,577 円

ウ 福祉職（保育士）

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	38.2 歳	278,851 円	302,007 円	292,117 円
国	44.0 歳	338,582 円	—	388,577 円
類似団体	40.2 歳	290,856 円	321,225 円	304,709 円

エ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	43.3 歳	312,800 円	353,144 円	324,852 円
国	47.7 歳	319,817 円	—	358,479 円
類似団体	40.8 歳	306,750 円	372,030 円	321,183 円

オ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	38.2 歳	300,403 円	379,950 円	329,493 円
類似団体	38.9 歳	299,696 円	372,103 円	328,184 円

② 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		南魚沼市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	191,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	158,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	156,800円	—
	中学卒	139,900円	143,800円	—
福祉職	短大卒	163,100円	—	—
保健職	大学卒	209,800円	—	—
看護職	大学卒	218,100円	—	—
	短大3卒	212,600円	—	—
消防職	大学卒	211,400円	—	—
	高校卒	173,400円	—	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	239,529円	320,633円	367,475円	382,075円
	高校卒	208,714円	—	—	357,200円
技能労務職	高校卒	—	—	—	303,620円
福祉職	大学卒	241,425円	—	—	—
	短大卒	227,514円	296,950円	346,375円	370,220円
看護・保健職	大学卒	263,260円	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—
消防職	大学卒	264,925円	325,860円	—	—
	高校卒	—	—	—	380,671円

- ※ 1 該当する職員が少数の場合は、近時の年齢階層の職員の平均値で記載してあります。
 2 近時の年齢階層を含めても少数の場合または該当する職員がいない場合は「—」で表示してあります。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師の職務	44 人	14.6 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主事・技師の職務	75 人	24.9 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主任の職務	72 人	23.9 %	231,500 円	350,000 円
4 級	係長・主幹・副参事の職務	71 人	23.6 %	264,200 円	381,000 円
5 級	次長・課長・参事の職務	31 人	10.3 %	289,700 円	393,000 円
6 級	部長・会計管理者・議会事務局長の職務	8 人	2.7 %	319,200 円	410,200 円

- ※ 1 南魚沼市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 構成比については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

(5) 昇給期間短縮等の状況

成績昇給は実施していません。

(6) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和4年度）

南魚沼市（一般行政職）	国
1人あたり平均支給額（令和4年度） 1,296千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級等による加算措置

② 退職手当（令和4年度）

南魚沼市（一般職員）			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他加算措置	定年前早期退職特例措置		その他加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	無)		(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	1,344千円	20,654千円			

③ 特殊勤務手当（令和4年度 普通会計決算）

支給実績(令和4年度決算)			20,607千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			264,190円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			13.0%
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
防疫等作業手当	各課関係職員	感染症防疫作業・行旅病人及び精神障害者の救護に従事した場合	日額又は一回あたり500円
死体処理等手当	医師以外の福祉保健関係職員	死体処理又は解剖補助の作業に従事した場合	1件当たり1,100～3,000円
消防特殊業務手当	消防職員	特に危険等を伴う消防特殊業務に従事した場合	1件当たり200～500円
夜間看護手当	看護又は生活介助の業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる当該業務に従事した場合	1回あたり(深夜)6,200円(準夜)2,000～3,300円
救急業務手当	医師を除く診療所職員	救急業務に従事するために宿日直勤務を割り振られた場合等	1回あたり1,700～3,000円
時間外等特殊勤務手当	診療所医師	医師が正規の勤務時間以外の時間に各医療業務等に従事した場合等	1回あたり5,000～25,000円
感染症対応手当	各課関係職員	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命・健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した場合	日額3,000～4,000円

⑤ 時間外勤務手当（各年度 普通会計決算）

支給実績（令和4年度決算）	190,987千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	349千円
支給実績（令和3年度決算）	223,420千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	405千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

⑤ その他の手当（令和4年度 普通会計決算）

手当名	内容及び 支給単価	国の 制度 との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人 当たり平均年額 (令和4年度決算)
扶養手当	被扶養者 6,500～10,000円	同		70,510千円	263,096円
住居手当	借間 ～27,000円	異	支給金額	31,886千円	306,601円
通勤手当	2km以上 3,000～24,500円	異	区分細分化	41,328千円	86,641円
管理職手当	管理職員 18,000～35,000 円	異	定額支給	17,868千円	350,353円
寒冷地手当	11～3月支給 7,360～17,800円	同		35,782千円	63,556円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	勤 務 時 間		休 憩 時 間
	始業時刻	終業時刻	
一般行政職	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(2) 休暇の取得状況（各年1月1日から12月31日までの取得状況）

区 分	1人当たり平均取得日数	
	令和3年	令和4年
年次有給休暇	11.0日	11.8日

※一般職員で市長部局に勤務する職員のうち、技能労務職、交替制勤務者、暦年途中の採用及び退職者並びに育児休業者を除く。

(3) 休暇の種類（令和4年4月1日現在）

種 類		取 得 可 能 期 間 等	
年次有給休暇		1暦年に20日付与(4月採用者は15日) 翌年に20日を限度に繰越し、1日又は1時間単位で取得可能	
特 別 休 暇	母性保護	産前・産後	産前8週間 産後8週間
		女性	1回について2日以内で必要とする期間
		生児保育	1日2回各30分以内
		妊産婦の健診等	その都度必要とする時間(回数は妊娠週等により異なる。)
		妊婦の通勤緩和	1日につき1時間を超えない範囲で必要とする時間
	慶 弔	忌引	死亡した者との関係で異なる
		父母の追悼	1日の範囲内(父母の死後15年まで)
		結婚	連続する5日以内で必要とする期間
	看 護 等	子の看護	5日以内(子が小学校就学の始期に達するまで)
		配偶者の出産	その都度2日以内で必要とする期間(入院時から出産後2週間経過までの間)
	災 害	伝染病、自然災害による 交通遮断、住宅破壊等	その都度必要とする期間
	公 権 公 務	選挙権の行使	その都度必要と認められる期間
証人等として出頭		その都度必要と認められる期間	

特別休暇	その他	夏季	5日間(6月から10月の間で取得)
		骨髄ドナー	その都度必要とする期間
		ボランティア	1年につき5日の範囲で必要とする期間
療養休暇		公務上の負傷、疾病	任命権者が必要と認める期間
		結核性疾患	1年間の範囲内
		その他の負傷、疾病	3月の範囲内
介護休暇		配偶者、父母、子等の介護	3回以下、かつ合計6月以下の期間内において必要と認められる期間 (当該期間内は無給)
介護時間		配偶者、父母、子等の介護	連続する3年の期間において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる期間(当該期間内は無給)
組合休暇		登録された職員団体の活動	1暦年につき30日以内(無給)
育児休業 部分休業		育児休業	子の3歳の誕生日の前日まで (男性も取得可能)
		部分休業	1日2時間を超えない範囲 (男性も取得可能)
出生サポート休暇			1暦年につき5日(もしくは10日)の範囲で必要とする期間

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和4年度）

区分	令和3年度以前から継続取得			令和4年度新規取得		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
育児休業	28人	1人	27人	23人	1人	22人
部分休業	2人	0人	2人	11人	0人	11人

(2) 介護休暇の取得状況（令和4年度）

区分	令和3年度以前から継続取得			令和4年度新規取得		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
介護休暇	0人	0人	0人	0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和4年度）

(1) 分限処分の状況

①分限処分者数及び処分事由

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障による場合	0人	0人	75人	0人	75人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少等により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人	0人

※ 分限処分とは、勤務実績が良くない場合や心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合に、公務能率の維持を目的として行われる職員の意に反する処分。

※ 処分者数は延べ人数。

②休職者の状況

区分	令和3年度以前からの休職者	令和4年度新規の休職者	合計
心身の故障	14人	12人	26人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

①懲戒処分の件数及び処分事由

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計	理由
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人	
職務上の義務違反 または職務を怠った場合	0人	2人	0人	0人	2人	一般服務違反等
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	2人	2人	0人	0人	4人	公務外非行
合計	2人	4人	0人	0人	6人	

※ 懲戒処分とは、法令違反、義務違反等に対して、規律、秩序の維持を目的として科す職員の意に反する処分。

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などのサービス上の制約が課されています。

◎ サービス規律順守のための取組の状況（令和4年度）

「選挙におけるサービス規律の確保」に関する通知	3回
「年末年始における綱紀粛正」に関する通知	1回
「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」に関する通知	3回

8 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日施行の改正地方公務員法において、公務の公平性を確保するため、退職管理の適正化に関する規定が定められました。

退職後に再就職した元職員が、再就職先に関する契約・処分等に関して、退職後2年間、現役職員に対して、職務上の行為をする（しない）ように要求または依頼すること（＝働きかけ）を禁止しました。

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況（令和4年度実績）

研 修 名 等		件数等	延べ受 講者数
自 己 啓 発 研 修	自己研修制度	3	3
各 課 研 修	国機関主催研修等	37	63
	県機関主催研修等	154	342
	その他公共団体等主催の研修等	303	1505
職 場 内 研 修	人事担当課主催 詳細は「下表①」	10	266
人 事 担 当 課 主 催	人事考課評価者研修	2	25
	人事考課説明会	2	44
	電話応対マナー研修	2	19
	市民対応マナー研修	1	22
	クレーム対応研修	1	19
	ハラスメント研修	1	36
	アサーティブコミュニケーション研修	1	25
新潟県自治研修所主催	詳細は「下表②」	13	50
新潟県市町村総合事務組合主催	詳細は「下表③」	27	92
市町村アカデミー研修	詳細は「下表④」	0	0

① 職場内研修

研 修 名		1 回 当 たり 日 数	延べ回数	受講者数
部 門 別	法制執務研修	1	1	25
	会計事務基礎研修	1	3	59
	人権啓発研修	1	1	25
	U & I と き め き 課 研 修 (雪資源を活用した地域活性化の可能性)	1	1	23
	財政課研修 (予算基礎研修)	1	1	33
	税務課研修 (固定資産税基礎研修)	1	1	27
	介護保険課研修 (認知サポーター養成講座)	1	1	20
	保健課研修 (ゲートキーパー養成講座)	1	1	19
	農林課研修 (森林環境譲与税を活用した事業)	1	1	23
	水道課研修 (畔地浄水場の課題と運用)	1	1	12

② 新潟県自治研修所主催の研修

(単位：日、回、人)

研 修 名		1回当たり 日 数	延べ回数	受講者数
階 層 別	主任研修	2	5	9
	係長研修	2	6	12
	課長級研修	2	3	7
専 門 別	会社法入門	1	2	3
	行政法入門	2	1	2
	簿記・会計 I (基礎編)	3	1	1
	データの基礎と情報分析	1	2	3
	戦略的情報発信	1	1	2
	交渉力を高める	1	1	1
	良い職場を作るコミュニケーション	1	1	2
	読み手の心を動かす資料作成	1	2	4
	プレゼンテーション (伝え強化)	1	2	3
	組織のタイムマネジメント	1	1	1

③ 新潟県市町村総合事務組合主催の研修

(単位：日、回、人)

	研 修 名	1 回 当 たり 日 数	延 べ 回 数	受 講 者 数
階 層 別	新採用職員研修	4	2	20
	一般職員研修第 1 部	3	3	10
	一般職員研修第 2 部	3	2	10
専 門 別	税務事務基礎研修	3	1	4
	固定資産税事務基礎研修（課税）	1	1	2
	固定資産税事務基礎研修（家屋評価（木造中心））	2	1	2
	市町村民税事務基礎研修（土地評価）	2	1	2
	市町村民税事務基礎研修（個人）	2	1	2
	徴収事務基礎研修	2	1	1
	契約事務基礎研修	2	1	4
	簿記基礎研修	1	1	2
	地方公会計事務基礎研修	1	1	1
	マイナンバー制度基礎研修	1	1	2
	説明力向上研修	1	1	4
	クレーム対応力向上研修	2	1	1
	ファシリテーター養成研修	2	1	1
	保育士、幼稚園教諭のためのコミュニケーション力向上研修	1	1	4
	業務改善研修	1	1	3
	データ活用力向上研修	1	1	2
	民法基礎研修（総則、物権、債権、家族）	3	1	1
	法制執務研修	3	1	1
	ロジカルシンキング研修	2	1	1
	発想力・企画力向上研修	2	1	1
	マニュアル作成研修	1	1	3
	タイムマネジメント研修	1	1	1
事務ミス防止研修	1	1	3	
DX 推進研修	1	1	4	

④ 市町村アカデミー研修

令和 4 年度は受講なし。

10 職員の福祉及び利益の保護状況

(1) 共済組合の給付事業の概要（令和4年度）

南魚沼市の常勤職員は、新潟県市町村共済組合に加入して短期給付（医療給付等）や長期給付（年金等）等を受けることができます。

ア 短期給付事業

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付（療養の給付、出産費など）
	休業給付	休業した場合に支払われる給付（出産手当金、育児休業手当金など）
	災害給付	災害時に支払われる給付（慶弔金、災害見舞金など）
附加給付	法定給付以外の給付（出産費附加金など）	

イ 長期給付事業

退職給付	厚生年金	原則として、組合員期間などが25年以上かつ60歳以上であるとき支給
障害給付	障害厚生年金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態となったとき支給
	障害手当金	在職中に初診日から5年を経過する日までの間に症状が固定した時点で、障害厚生年金が支給されない程度の一定の障害状態にあるとき支給。
遺族給付	障害手当金	在職中又は退職後に死亡したとき支給

(2) 南魚沼市職員組合共済事業（令和4年度）

ア 事業主負担金（令和4年度決算）

決算額	組合員1人当たり負担額
865,800円	900円

イ 福利厚生事業（事業主負担金及び組合員掛金で運営）

南魚沼応援プロジェクト、同好会助成等

ウ 給付事業（組合員掛金のみで運営）

結婚祝金、出産祝金、慶弔金、見舞金等

(3) 安全衛生管理（令和４年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法及び南魚沼市職員安全衛生管理規程に基づき、総括管理者、産業医、衛生管理者等の選任や衛生委員会の設置などを行なっています。

(4) 職員の健康管理（令和４年度）

職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、毎年定期健康診断を実施しているほか、人間ドックの助成を行なっています。

また、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施し、メンタル不調の未然防止に向けた取り組みを行っています。

(5) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に対する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に対する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局が適切な措置を講じるよう要求する制度であり、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。業務状況は下記 1 1 のとおりです。

1 1 公平委員会の業務の状況

当市は、地方自治法第 1 8 0 条の 5 及び地方公務員法第 7 条第 3 項の規定より設置しなければならない公平委員会について、地方自治法第 2 5 2 条の 7 の規定に基づき新潟県市町村総合事務組合において共同設置し、その事務処理をしています。

◎ 新潟県市町村総合事務組合公平委員会の報告（令和４年度）

ア 勤務条件に関する措置の要求の件数 0 件

イ 不利益処分に関する不服申立ての件数 0 件